



令和3年3月31日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 角井 伸一

室長補佐 野々部 恵美子

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656, 7634)

(直通電話) 03(3595)3147

令和2年賃金構造基本統計調査の概況

目 次

結果の概要	1	一般労働者の賃金	1	頁
	2	短時間労働者の賃金	11	頁
統計表			13	頁
調査の概要			16	頁
主な用語の定義			18	頁
利用上の注意			20	頁

賃金構造基本統計調査では、労働者の雇用形態、年齢、性別などの属性と賃金の関係を明らかにする目的に鑑みて、調査月に18日以上勤務しているなどの要件を満たした労働者のみを集計の対象としております。新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べて要件を満たす労働者の割合が減少しており、公表値もその影響を受けている可能性がありますため、結果の活用にあたってはご注意ください。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年6月3日閣議決定）にて定められた「今後5年間に講ずる具体的施策」として、賃金構造基本統計調査における調査対象職種の見直しや学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更などが挙げられたことを受け、令和2年調査より一部の調査事項や推計方法などを変更しました。このため、これまでの公表値との比較には注意が必要です。

令和2年賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>)

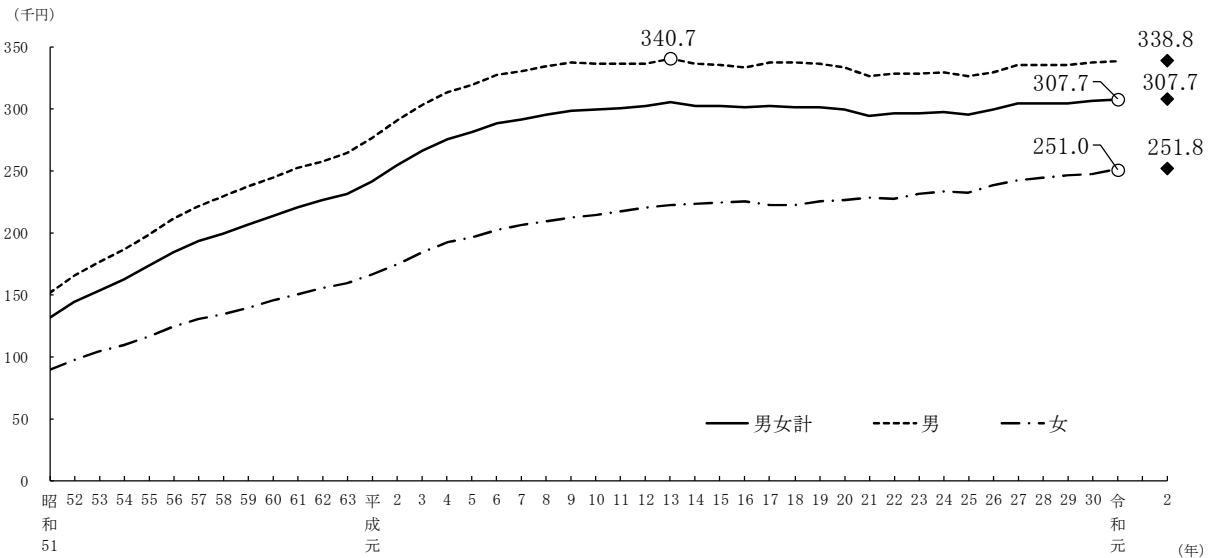
結果の概要

1 一般労働者の賃金

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計 307.7 千円、男性 338.8 千円、女性 251.8 千円となっている。
男女間賃金格差（男=100）は、74.3 となっている。（第1図、第1表）

第1図 性別賃金の推移



注： 1) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2) 令和元年以前と令和2年では推計方法が異なる。詳細は20頁「利用上の注意」を参照。
3) 線上の○印は令和元年以前における賃金のピークを、◆印は本概況での公表値を示す。

第1表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

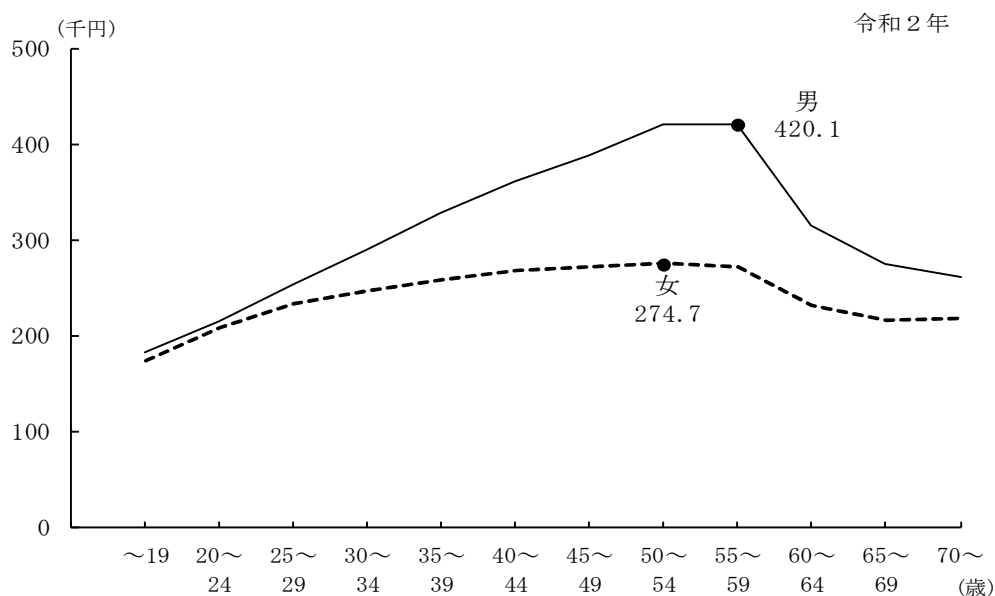
年 ¹⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男=100)	対前年差 ²⁾ (ポイント)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)		
平成 13 (2001) 年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和元(2019)年 ²⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ²⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0

注： 1) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2) 令和2年より推計方法を変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。
※令和元(2019)年は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

(2) 性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高いほど賃金も高く、55～59歳で420.1千円（20～24歳の賃金を100とすると195.8）と賃金がピークとなり、その後下降している。女性では、50～54歳の274.7千円（同131.3）がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。（第2図、第2表）

第2図 性、年齢階級別賃金



第2表 性、年齢階級別賃金及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	賃金 (千円)	対前年増減率 ¹⁾ (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	賃金 (千円)	対前年増減率 ¹⁾ (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	賃金 (千円)	対前年増減率 ¹⁾ (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)
年齢計	307.7	0.6	145.1	338.8	0.8	157.9	251.8	0.8	120.4
～19歳	179.6	0.1	84.7	183.2	-0.1	85.4	173.7	0.5	83.0
20～24	212.0	0.3	100.0	214.6	0.2	100.0	209.2	0.5	100.0
25～29	244.6	0.4	115.4	252.6	0.4	117.7	233.4	0.5	111.6
30～34	274.4	-0.3	129.4	289.2	-0.4	134.8	246.8	0.0	118.0
35～39	305.2	0.2	144.0	328.3	0.3	153.0	258.5	1.1	123.6
40～44	329.8	0.4	155.6	360.7	0.6	168.1	268.3	0.3	128.3
45～49	347.4	-0.3	163.9	387.9	-0.1	180.8	271.1	0.4	129.6
50～54	368.0	-0.4	173.6	419.6	0.2	195.5	274.7	0.4	131.3
55～59	368.6	1.3	173.9	420.1	1.9	195.8	271.1	2.4	129.6
60～64	289.3	2.8	136.5	314.3	3.4	146.5	232.0	2.2	110.9
65～69	257.4	4.0	121.4	275.0	5.8	128.1	215.5	1.7	103.0
70～	247.9	5.8	116.9	260.5	7.3	121.4	217.3	3.2	103.9
年齢 (歳)	43.2			43.8			42.0		
勤続年数 (年)	11.9			13.4			9.3		

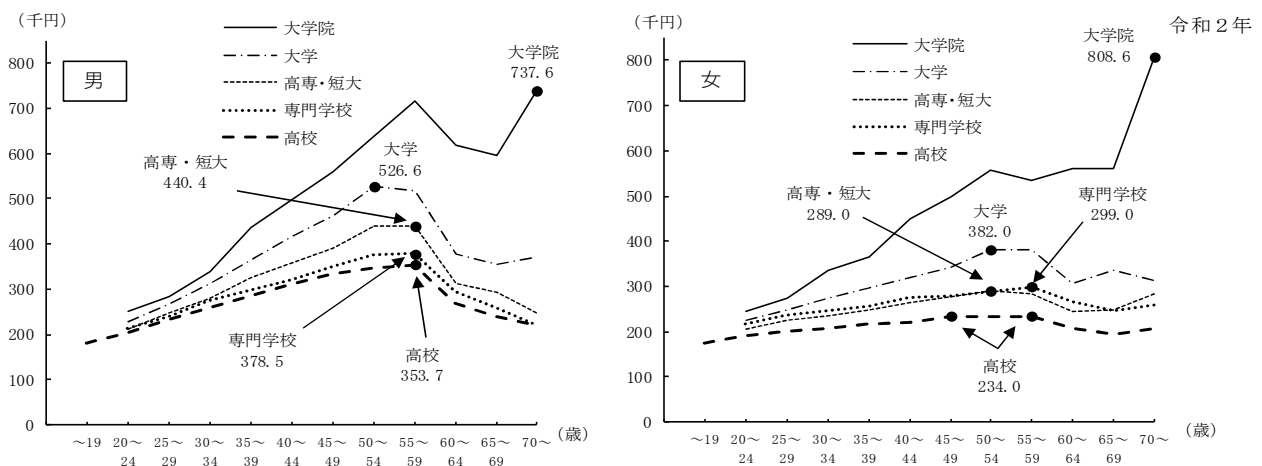
注： 1) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

(3) 学歴別にみた賃金

学歴別に賃金をみると、男性では、大学院 465.2 千円、大学 391.9 千円、高専・短大 345.5 千円、専門学校 309.3 千円、高校 295.0 千円となっている。女性では、大学院 404.3 千円、大学 288.3 千円、高専・短大 258.0 千円、専門学校 263.4 千円、高校 218.0 千円となっている。

学歴別に賃金がピークとなる年齢階級をみると、男性では、大学院で 70 歳以上、大学で 50～54 歳、高専・短大、専門学校及び高校で 55～59 歳、女性では、大学院で 70 歳以上、大学及び高専・短大で 50～54 歳、専門学校で 55～59 歳、高校で 45～49 歳及び 55～59 歳となっている。学歴別に賃金カーブをみると、男女いずれも大学及び大学院の傾きが大きくなっており、男性は女性に比べてその傾向が大きい。（第 3 図、第 3 表）

第 3 図 学歴、性、年齢階級別賃金



第 3 表 学歴、性、年齢階級別賃金及び年齢階級間賃金格差

		令和 2 年									
性、年齢階級	大学院 ¹⁾		大学 ¹⁾		高専・短大 ¹⁾		専門学校 ¹⁾		高校 ¹⁾		
	賃金 (千円)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳 =100)	
男	年齢計	465.2	184.4	391.9	171.1	345.5	161.7	309.3	144.9	295.0	144.4
	～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	182.4	89.3
	20～24	252.3	100.0	229.1	100.0	213.7	100.0	213.4	100.0	204.3	100.0
	25～29	282.0	111.8	266.2	116.2	249.1	116.6	241.2	113.0	233.1	114.1
	30～34	337.8	133.9	313.9	137.0	281.6	131.8	274.2	128.5	258.7	126.6
	35～39	435.9	172.8	365.2	159.4	325.7	152.4	299.8	140.5	285.2	139.6
	40～44	498.9	197.7	416.4	181.8	359.8	168.4	319.8	149.9	311.4	152.4
	45～49	560.3	222.1	461.5	201.4	390.9	182.9	351.4	164.7	333.3	163.1
	50～54	636.5	252.3	526.6	229.9	439.9	205.8	376.2	176.3	345.4	169.1
	55～59	714.9	283.4	516.5	225.4	440.4	206.1	378.5	177.4	353.7	173.1
	60～64	617.6	244.8	378.0	165.0	311.4	145.7	293.8	137.7	268.0	131.2
65～69	595.2	235.9	354.8	154.9	292.3	136.8	258.1	120.9	238.6	116.8	
70～	* 737.6	292.4	370.2	161.6	247.3	115.7	221.6	103.8	221.3	108.3	
年齢 (歳)	41.1		42.7		43.3		41.6		45.1		
勤続年数 (年)	11.4		13.2		14.7		11.9		14.6		
女	年齢計	404.3	166.2	288.3	127.3	258.0	126.0	263.4	121.7	218.0	115.0
	～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	174.5	92.0
	20～24	243.3	100.0	226.5	100.0	204.7	100.0	216.4	100.0	189.6	100.0
	25～29	274.4	112.8	249.4	110.1	224.6	109.7	236.1	109.1	201.5	106.3
	30～34	336.4	138.3	275.3	121.5	236.5	115.5	247.8	114.5	206.6	109.0
	35～39	364.7	149.9	298.2	131.7	249.5	121.9	256.8	118.7	216.1	114.0
	40～44	450.3	185.1	320.3	141.4	264.9	129.4	275.2	127.2	221.9	117.0
	45～49	500.1	205.5	340.9	150.5	275.8	134.7	279.4	129.1	234.0	123.4
	50～54	558.0	229.3	382.0	168.7	289.0	141.2	287.6	132.9	233.5	123.2
	55～59	534.5	219.7	381.3	168.3	284.8	139.1	299.0	138.2	234.0	123.4
	60～64	560.8	230.5	307.3	135.7	245.2	119.8	265.9	122.9	206.1	108.7
65～69	562.0	231.0	335.3	148.0	249.0	121.6	247.2	114.2	195.7	103.2	
70～	* 808.6	332.3*	311.7	137.6	283.7	138.6	258.6	119.5	205.8	108.5	
年齢 (歳)	40.0		36.2		43.2		42.1		45.2		
勤続年数 (年)	7.8		7.5		11.0		8.9		10.5		

注： 1) 令和 2 年より学歴区分を変更している。詳細は、20 頁「利用上の注意」を参照。

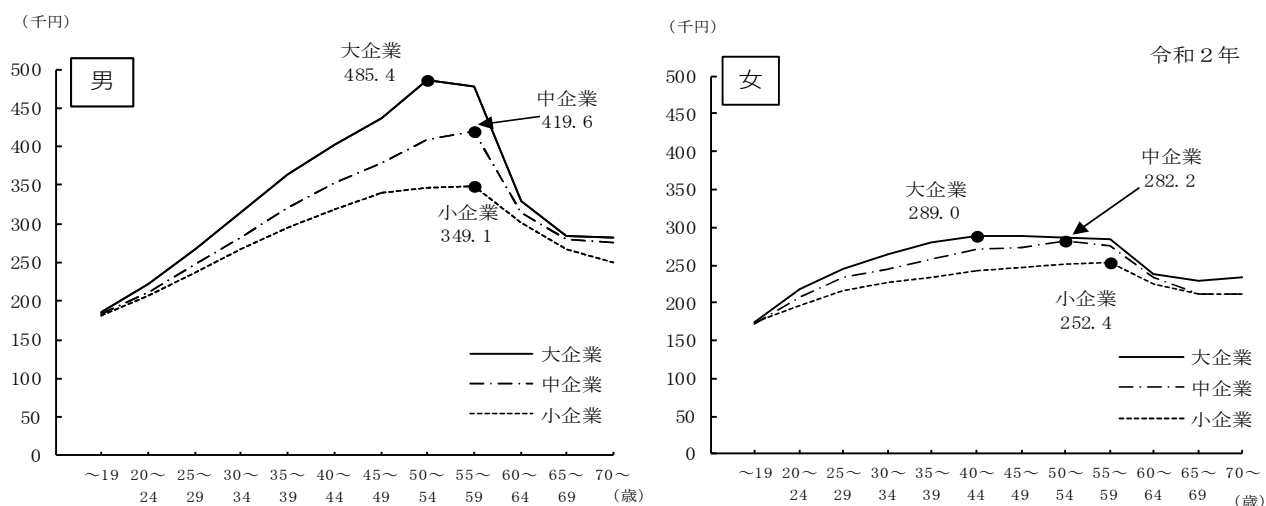
(4) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に賃金をみると、男性では、大企業 377.1 千円、中企業 331.7 千円、小企業 302.4 千円、女性では、大企業 266.4 千円、中企業 253.1 千円、小企業 232.9 千円となっている。

企業規模間賃金格差（大企業=100）は、男性で、中企業 88.0、小企業 80.2、女性で、中企業 95.0、小企業 87.4 となっている。

企業規模別に賃金カーブをみると、男女いずれも企業規模が大きいほど傾きは大きくなっており、男性は女性に比べてその傾向が大きい。（第4図、第4表）

第4図 企業規模、性、年齢階級別賃金



第4表 企業規模、性、年齢階級別賃金、企業規模間賃金格差及び年齢階級間賃金格差

		大企業			中企業				小企業			
性、年齢階級		賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢階級間 賃金格差 ¹⁾ (20~24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金格差		賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金格差	
							企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】	年齢階級間 賃金格差 ¹⁾ (20~24歳 =100)			企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】	年齢階級間 賃金格差 ¹⁾ (20~24歳 =100)
男	年齢計	377.1	0.2	169.6	331.7	2.3	88.0 (85.0)	156.8	302.4	0.8	80.2 (78.1)	145.7
	~19歳	184.6	-0.6	83.0	183.3	1.5	99.3 (96.9)	86.6	181.1	-1.7	98.1 (98.3)	87.2
	20~24	222.3	0.4	100.0	211.6	0.4	95.2 (94.9)	100.0	207.6	0.1	93.4 (92.7)	100.0
	25~29	266.6	0.5	119.9	248.2	1.6	93.1 (91.4)	117.3	236.7	-0.9	88.8 (89.1)	114.0
	30~34	313.8	-0.7	141.2	281.8	1.1	89.8 (87.2)	133.2	266.2	-1.3	84.8 (83.7)	128.2
	35~39	363.8	0.0	163.7	321.1	2.3	88.3 (85.1)	151.7	294.3	-1.2	80.9 (80.3)	141.8
	40~44	403.5	0.4	181.5	354.0	2.3	87.7 (84.6)	167.3	319.8	-0.5	79.3 (78.3)	154.0
	45~49	437.0	-0.8	196.6	379.7	1.0	86.9 (84.1)	179.4	340.9	1.0	78.0 (75.2)	164.2
	50~54	485.4	-0.5	218.4	408.7	2.3	84.2 (80.9)	193.1	347.6	1.0	71.6 (69.3)	167.4
	55~59	478.2	0.7	215.1	419.6	4.6	87.7 (83.8)	198.3	349.1	1.6	73.0 (70.6)	168.2
	60~64	330.0	5.3	148.4	314.6	2.2	95.3 (96.6)	148.7	301.2	3.3	91.3 (90.6)	145.1
65~69	285.2	3.2	128.3	280.4	5.6	98.3 (93.0)	132.5	267.7	7.4	93.9 (86.2)	128.9	
70~	281.2	11.7	126.5	275.1	10.1	97.8 (96.1)	130.0	249.1	4.8	88.6 (89.0)	120.0	
年齢(歳)	42.9			43.2				45.6				
勤続年数(年)	15.1			13.0				11.8				
女	年齢計	266.4	-0.4	121.6	253.1	2.1	95.0 (91.6)	121.7	232.9	1.0	87.4 (84.4)	118.0
	~19歳	175.3	-0.5	80.0	173.0	0.8	98.7 (96.8)	83.2	173.3	1.4	98.9 (96.9)	87.8
	20~24	219.0	0.5	100.0	207.9	0.7	94.9 (94.2)	100.0	197.3	0.6	90.1 (89.4)	100.0
	25~29	244.9	-0.1	111.8	233.8	1.8	95.5 (93.2)	112.5	216.3	0.5	88.3 (86.8)	109.6
	30~34	264.4	-0.3	120.7	244.8	0.9	92.6 (90.4)	117.7	226.9	0.1	85.8 (83.5)	115.0
	35~39	278.7	1.5	127.3	257.6	1.5	92.4 (90.8)	123.9	234.3	0.1	84.1 (83.3)	118.8
	40~44	289.0	-0.3	132.0	270.6	1.5	93.6 (90.5)	130.2	242.4	-0.1	83.9 (81.7)	122.9
	45~49	288.9	-1.8	131.9	273.3	2.1	94.6 (89.8)	131.5	247.1	1.0	85.5 (81.1)	125.2
	50~54	285.7	-4.6	130.5	282.2	3.8	98.8 (89.3)	135.7	252.2	2.6	88.3 (80.2)	127.8
	55~59	283.8	0.0	129.6	274.9	4.4	96.9 (91.7)	132.2	252.4	1.9	88.9 (84.6)	127.9
	60~64	237.0	1.6	108.2	234.2	1.9	98.8 (97.3)	112.7	225.7	3.3	95.2 (91.3)	114.4
65~69	229.2	0.1	104.7	211.6	3.3	92.3 (87.0)	101.8	210.5	1.1	91.8 (87.4)	106.7	
70~	234.3	-0.3	107.0	212.3	11.9	90.6 (80.1)	102.1	212.3	-0.3	90.6 (89.4)	107.6	
年齢(歳)	41.2			41.9				43.2				
勤続年数(年)	9.5			9.2				9.1				

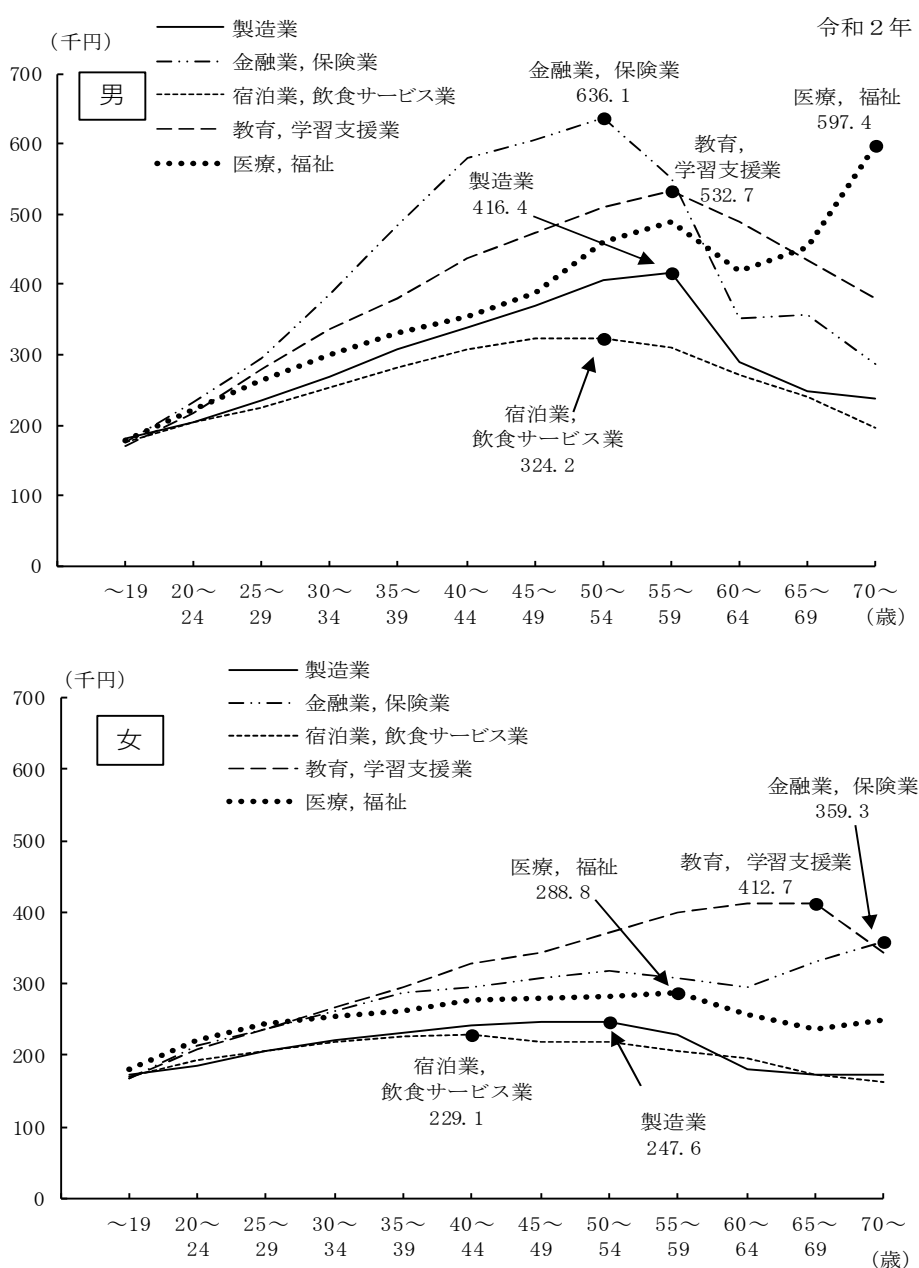
注： 1) () 内は、令和元年の数値である。
2) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

(5) 主な産業別にみた賃金

主な産業別に賃金をみると、男性では、「金融業、保険業」（479.2千円）が最も高く、次いで「教育、学習支援業」（429.4千円）となっており、「宿泊業、飲食サービス業」（278.2千円）が最も低くなっている。女性では、「情報通信業」（315.5千円）が最も高く、次いで「教育、学習支援業」（306.9千円）となっており、「宿泊業、飲食サービス業」（208.9千円）が最も低くなっている。

賃金カーブをみると、男性では、「金融業、保険業」は50～54歳で賃金がピークとなり、その後大きく下降している。また、「宿泊業、飲食サービス業」は他の産業に比べ賃金カーブの変化が緩やかとなっている。女性では、「教育、学習支援業」は、年齢階級が高くなるとともにおおむね賃金も上昇しているが、他の産業は賃金の上昇が緩やかとなっている。（第5図、第5表）

第5図 主な産業、性、年齢階級別賃金



第5表 主な産業、性、年齢階級別賃金及び年齢階級間賃金格差

令和2年

性、年齢階級		建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業(他に分類されないもの)	
男	年齢計	345.5	321.8	405.0	285.3	346.1	479.2	420.9	278.2	300.7	429.4	354.5	283.5	
	～19歳	197.3	180.9	187.2	187.9	178.1	174.6	183.7	175.8	187.6	169.3	179.3	178.9	
	20～24	221.7	203.2	227.5	222.2	214.4	233.3	227.7	203.1	203.4	217.9	223.6	210.8	
	25～29	256.8	236.4	266.6	246.0	252.6	293.9	283.3	225.9	248.0	278.8	264.6	235.0	
	30～34	292.0	267.8	326.7	271.9	283.6	385.3	341.4	254.6	281.4	337.1	300.2	266.4	
	35～39	334.1	307.1	374.0	289.7	325.9	483.5	412.1	281.6	313.2	379.4	331.4	286.4	
	40～44	369.8	338.1	427.9	302.1	369.9	578.6	462.6	308.7	333.3	436.0	355.0	308.9	
	45～49	402.1	369.3	489.9	306.8	402.6	606.6	484.7	323.1	356.7	473.9	388.7	320.7	
	50～54	424.0	407.0	519.3	307.8	446.3	636.1	547.0	324.2	358.3	510.3	461.1	335.3	
	55～59	427.2	416.4	561.1	308.1	439.5	551.7	525.0	310.1	343.7	532.7	488.0	323.4	
	60～64	356.7	290.6	414.1	247.5	298.2	351.3	386.3	272.5	275.4	488.4	420.3	257.9	
	65～69	298.1	247.4	334.8	219.0	263.1*	357.5	341.6	239.5	210.0	433.7	452.6	228.4	
	70～	266.1	237.1*	330.8	205.0	247.3	286.3	279.8	197.7	211.3	381.0*	597.4	207.3	
	賃金(年齢計)の対前年増減率 ¹⁾ (%)		-0.5	1.2	0.9	-1.1	-1.1	3.3	1.5	-0.7	1.2	-2.5	4.9	0.0
	年齢(歳)		45.1	43.1	41.3	46.9	43.0	43.3	43.6	43.3	41.8	46.3	41.8	45.7
	勤続年数(年)		13.9	15.4	13.7	12.7	14.5	15.5	13.7	10.1	10.5	13.0	9.1	9.9
	(20) (24) 歳 間 賃金 格差	年齢計	155.8	158.4	178.0	128.4	161.4	205.4	184.8	137.0	147.8	197.1	158.5	134.5
		～19歳	89.0	89.0	82.3	84.6	83.1	74.8	80.7	86.6	92.2	77.7	80.2	84.9
		20～24	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		25～29	115.8	116.3	117.2	110.7	117.8	126.0	124.4	111.2	121.9	127.9	118.3	111.5
		30～34	131.7	131.8	143.6	122.4	132.3	165.2	149.9	125.4	138.3	154.7	134.3	126.4
35～39		150.7	151.1	164.4	130.4	152.0	207.2	181.0	138.7	154.0	174.1	148.2	135.9	
40～44		166.8	166.4	188.1	136.0	172.5	248.0	203.2	152.0	163.9	200.1	158.8	146.5	
45～49		181.4	181.7	215.3	138.1	187.8	260.0	212.9	159.1	175.4	217.5	173.8	152.1	
50～54		191.2	200.3	228.3	138.5	208.2	272.7	240.2	159.6	176.2	234.2	206.2	159.1	
55～59		192.7	204.9	246.6	138.7	205.0	236.5	230.6	152.7	169.0	244.5	218.2	153.4	
60～64		160.9	143.0	182.0	111.4	139.1	150.6	169.7	134.2	135.4	224.1	188.0	122.3	
65～69		134.5	121.8	147.2	98.6	122.7	153.2	150.0	117.9	103.2	199.0	202.4	108.3	
70～		120.0	116.7	145.4	92.3	115.3	122.7	122.9	97.3	103.9	174.9	267.2	98.3	
女		年齢計	251.2	222.7	315.5	223.3	236.0	281.4	301.4	208.9	225.1	306.9	264.0	228.5
		～19歳	178.4	173.1	157.3	176.0	168.9	168.6	177.4	170.1	181.0	169.2	180.1	179.8
	20～24	217.0	186.0	229.2	200.2	201.2	212.7	216.4	193.1	202.8	210.0	222.6	211.0	
	25～29	237.9	206.0	264.5	219.5	226.3	237.3	265.6	207.3	222.6	235.6	243.7	224.6	
	30～34	252.0	222.5	289.6	226.9	238.0	261.4	292.9	218.6	235.6	267.9	255.0	226.1	
	35～39	249.0	232.4	310.2	234.9	248.9	287.6	328.7	226.4	237.8	295.7	261.2	240.8	
	40～44	245.0	242.0	352.0	226.9	253.4	295.8	327.5	229.1	244.5	327.4	276.6	242.3	
	45～49	273.0	247.1	352.9	231.5	253.7	307.7	332.6	220.1	242.0	345.0	280.4	238.2	
	50～54	279.7	247.6	430.9	236.8	256.0	318.2	341.9	219.1	219.8	372.0	282.5	236.8	
	55～59	266.8	229.8	458.4	225.7	242.7	307.5	326.0	206.1	244.2	399.0	288.8	233.8	
	60～64	243.2	182.1	249.1	198.2	192.1	295.1	288.4	196.8	192.3	411.4	258.1	196.6	
	65～69	203.8	173.6*	229.2	190.3	188.0	331.9*	235.6	172.9	180.6	412.7	238.1	180.4	
	70～	183.7	174.3*	232.0*	171.1	193.8	359.3*	279.3	162.4	165.5	342.7	249.9	174.6	
	賃金(年齢計)の対前年増減率 ¹⁾ (%)		-1.7	2.8	1.1	-0.8	-2.0	0.0	-1.0	1.3	0.9	-1.4	0.7	0.7
	年齢(歳)		42.9	42.6	37.6	42.3	41.4	41.9	39.3	41.9	41.5	40.4	42.9	42.7
勤続年数(年)		11.1	11.5	9.2	8.9	9.6	11.3	9.5	8.1	7.8	9.3	8.6	6.8	
(20) (24) 歳 間 賃金 格差	年齢計	115.8	119.7	137.7	111.5	117.3	132.3	139.3	108.2	111.0	146.1	118.6	108.3	
	～19歳	82.2	93.1	68.6	87.9	83.9	79.3	82.0	88.1	89.3	80.6	80.9	85.2	
	20～24	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	25～29	109.6	110.8	115.4	109.6	112.5	111.6	122.7	107.4	109.8	112.2	109.5	106.4	
	30～34	116.1	119.6	126.4	113.3	118.3	122.9	135.4	113.2	116.2	127.6	114.6	107.2	
	35～39	114.7	124.9	135.3	117.3	123.7	135.2	151.9	117.2	117.3	140.8	117.3	114.1	
	40～44	112.9	130.1	153.6	113.3	125.9	139.1	151.3	118.6	120.6	155.9	124.3	114.8	
	45～49	125.8	132.8	154.0	115.6	126.1	144.7	153.7	114.0	119.3	164.3	126.0	112.9	
	50～54	128.9	133.1	188.0	118.3	127.2	149.6	158.0	113.5	108.4	177.1	126.9	112.2	
	55～59	122.9	123.5	200.0	112.7	120.6	144.6	150.6	106.7	120.4	190.0	129.7	110.8	
	60～64	112.1	97.9	108.7	99.0	95.5	138.7	133.3	101.9	94.8	195.9	115.9	93.2	
	65～69	93.9	93.3	100.0	95.1	93.4	156.0	108.9	89.5	89.1	196.5	107.0	85.5	
	70～	84.7	93.7	101.2	85.5	96.3	168.9	129.1	84.1	81.6	163.2	112.3	82.7	

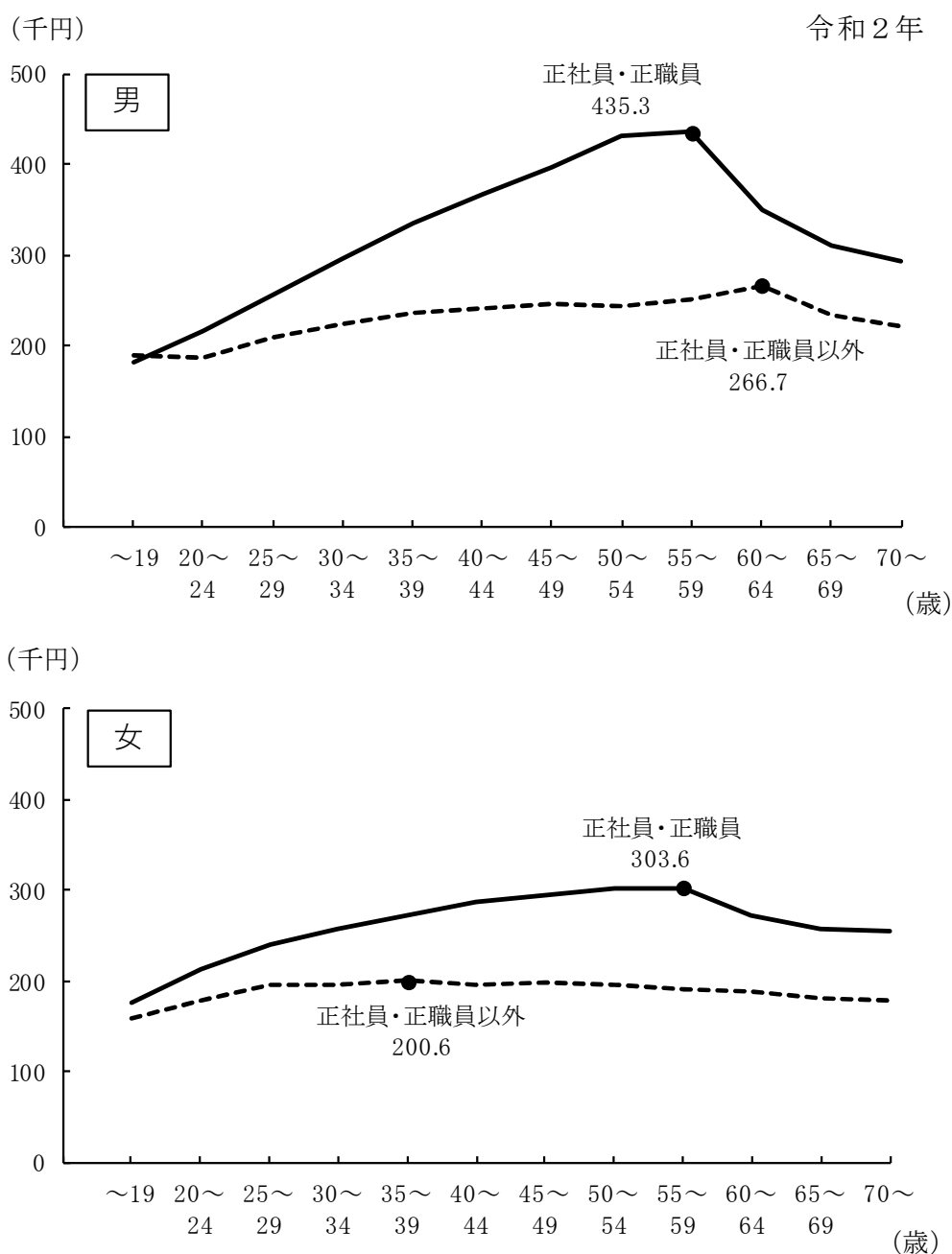
注：1) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

(6) 雇用形態別にみた賃金

雇用形態別の賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 324.2 千円（年齢 42.2 歳、勤続年数 12.5 年）に対し、正社員・正職員以外 214.8 千円（年齢 48.8 歳、勤続年数 8.7 年）となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 350.7 千円に対し、正社員・正職員以外 240.2 千円、女性では、正社員・正職員 269.2 千円に対し、正社員・正職員以外 193.3 千円となっている。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計 66.3、男性 68.5、女性 71.8 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業で、主な産業別では「卸売業、小売業」となっている。（第 6 図、第 6－1 表、第 6－2 表、第 6－3 表）

第 6 図 雇用形態、性、年齢階級別賃金



第6-1表 雇用形態、性、年齢階級別賃金及び雇用形態間賃金格差

令和2年

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
年齢計	324.2	0.0	214.8	2.5	66.3 (64.9)	350.7	0.3	240.2	3.4	68.5 (66.8)	269.2	0.2	193.3	2.4	71.8 (70.2)
～19歳	180.2	-0.3	174.1	3.3	96.6 (93.2)	182.8	-0.7	188.0	6.9	102.8 (94.6)	175.8	0.6	158.4	-1.2	90.1 (92.8)
20～24	215.4	0.1	183.4	1.4	85.1 (84.2)	217.3	-0.1	187.8	1.8	86.4 (85.6)	213.3	0.4	179.7	1.1	84.2 (83.2)
25～29	249.6	0.0	202.4	2.6	81.1 (79.7)	256.2	0.0	210.0	1.7	82.0 (81.8)	239.5	-0.2	196.5	3.7	82.0 (79.1)
30～34	282.8	-0.6	207.2	1.3	73.3 (71.9)	294.6	-0.5	222.6	1.0	75.6 (74.7)	258.1	-0.5	195.1	1.8	75.6 (73.5)
35～39	316.3	-0.2	214.3	4.0	67.8 (65.5)	334.7	-0.1	235.3	5.2	70.3 (67.4)	272.9	0.5	200.6	3.4	73.5 (71.7)
40～44	343.5	0.0	211.9	2.1	61.7 (60.5)	367.6	0.2	240.6	4.7	65.5 (62.8)	286.5	-0.3	196.6	0.9	68.6 (67.8)
45～49	365.6	-0.6	212.8	2.5	58.2 (56.4)	396.3	-0.3	245.6	2.2	62.0 (60.2)	293.9	-0.3	198.5	3.1	67.5 (65.3)
50～54	392.2	-0.8	209.7	2.0	53.5 (51.8)	431.2	0.0	242.6	1.3	56.3 (55.2)	302.6	-0.9	195.6	3.1	64.6 (62.2)
55～59	397.0	0.9	212.2	4.1	53.5 (51.9)	435.3	1.4	252.1	6.9	57.9 (55.1)	303.6	1.6	190.5	3.4	62.7 (61.8)
60～64	328.0	1.9	241.2	2.6	73.5 (73.2)	350.0	2.8	266.7	3.1	76.2 (75.7)	272.0	0.7	190.0	1.3	69.9 (69.0)
65～69	295.9	4.4	216.8	0.7	73.3 (75.6)	309.7	6.3	234.7	2.2	75.8 (78.1)	257.0	0.0	180.9	1.1	70.4 (69.7)
70～	283.1	4.9	208.9	7.3	73.8 (71.3)	293.6	7.6	222.0	8.1	75.6 (74.4)	255.5	-1.6	179.6	5.3	70.3 (64.4)
年齢(歳)	42.2		48.8			42.9		51.1			40.6		46.9		
勤続年数(年)	12.5		8.7			13.8		10.3			9.8		7.4		

注： 1) ()内は、令和元年の数値である。
2) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

第6-2表 雇用形態、性、企業規模別賃金及び雇用形態間賃金格差

令和2年

企業規模	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
大企業	365.4	-0.9	220.9	3.7	60.5 (58.4)	395.7	-0.4	246.7	4.3	62.3 (60.3)	294.8	-1.3	201.1	4.2	68.2 (64.6)
中企業	318.2	1.3	213.7	2.2	67.2 (67.0)	343.5	1.6	238.9	3.5	69.5 (68.8)	269.9	1.4	190.9	1.6	70.7 (70.6)
小企業	287.1	0.7	204.4	0.7	71.2 (71.6)	308.7	0.8	230.6	1.5	74.7 (74.6)	243.1	1.1	180.2	-0.3	74.1 (75.7)

注： 1) ()内は、令和元年の数値である。
2) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

第6-3表 雇用形態、性、主な産業別賃金及び雇用形態間賃金格差

令和2年

主な産業	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
建設業	337.2	-1.1	286.5	5.8	85.0 (79.1)	348.9	-1.0	300.6	5.8	86.2 (80.4)	255.0	-2.4	215.4	9.2	84.5 (76.5)
製造業	313.1	1.0	201.1	1.8	64.2 (64.5)	331.0	0.6	228.5	3.3	69.0 (68.0)	241.5	2.9	171.8	-0.1	71.1 (73.8)
情報通信業	389.4	0.5	300.0	5.3	77.0 (73.0)	407.5	0.4	358.9	10.2	88.1 (79.1)	328.5	1.2	235.9	-0.9	71.8 (74.0)
運輸業、郵便業	286.9	-1.6	204.9	1.0	71.4 (69.0)	292.8	-1.7	216.3	1.9	73.9 (70.7)	241.1	-0.6	184.2	1.8	76.4 (74.2)
卸売業、小売業	333.2	-0.9	194.8	-1.9	58.5 (59.6)	360.0	-1.1	221.8	-2.8	61.6 (63.7)	264.6	-0.8	179.6	0.5	67.9 (67.1)
金融業、保険業	386.0	2.4	247.9	5.5	64.2 (62.7)	489.8	3.1	316.5	6.8	64.6 (63.0)	289.4	-0.2	211.5	4.8	73.1 (69.8)
学術研究、専門・技術サービス業	396.8	0.6	300.7	1.4	75.8 (75.3)	426.2	1.3	350.3	1.7	82.2 (82.2)	312.3	-1.9	237.2	2.5	76.0 (73.3)
宿泊業、飲食サービス業	269.3	-1.2	189.4	-0.7	70.3 (70.3)	290.4	-2.3	208.7	0.5	71.9 (70.2)	227.0	0.8	177.5	-1.5	78.2 (79.8)
生活関連サービス業、娯楽業	287.8	0.1	190.4	-1.9	66.2 (67.7)	317.7	-0.5	203.1	-0.1	63.9 (63.9)	242.1	0.5	181.7	-3.1	75.1 (78.9)
教育、学習支援業	384.7	-3.5	268.3	11.1	69.7 (60.6)	439.8	-3.6	326.1	14.2	74.1 (63.0)	320.9	-2.8	232.8	8.4	72.5 (64.7)
医療、福祉	299.8	1.6	214.1	3.5	71.4 (70.0)	363.2	3.8	251.2	7.4	69.2 (66.8)	272.2	0.1	204.1	3.0	75.0 (72.8)
サービス業(他に分類されないもの)	288.4	-2.1	218.1	5.0	75.6 (70.8)	304.5	-1.0	226.6	4.4	74.4 (71.0)	246.1	-4.0	209.0	5.8	84.9 (77.2)

注： 1) ()内は、令和元年の数値である。
2) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

(7) 役職別にみた賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男性では、部長級 601.7 千円、課長級 499.0 千円、係長級 381.7 千円、女性では、部長級 520.5 千円、課長級 443.1 千円、係長級 337.3 千円となっている（第7表）。

第7表 役職、性別賃金及び役職・非役職間賃金格差

令和2年

役職	男				女			
	賃金 (千円)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者＝ 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	役職・非役職 間賃金格差 (非役職者＝ 100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)
部長級	601.7	201.7	52.9	22.3	520.5	209.8	52.2	18.2
課長級	499.0	167.3	48.5	20.6	443.1	178.6	49.0	18.5
係長級	381.7	128.0	44.8	17.9	337.3	136.0	45.7	16.4
非役職者	298.3	100.0	40.8	11.0	248.1	100.0	40.5	9.0

注： 役職に係る調査対象の詳細は、21頁「利用上の注意」を参照。

(8) 在留資格区別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 218.1 千円で、在留資格区別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）302.2 千円、特定技能 174.6 千円、身分に基づくもの 257.0 千円、技能実習 161.7 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）205.3 千円となっている（第8表）。

第8表 外国人労働者の在留資格区別賃金

令和2年

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	218.1	-3.1	33.3	2.7
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	302.2	-6.7	31.8	2.9
特定技能	174.6	-	28.1	1.1
身分に基づくもの	257.0	4.2	44.4	4.3
技能実習	161.7	2.5	27.1	1.7
留学（資格外活動）	-	-	-	-
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	205.3	-6.1	32.2	2.8

注： 1) 在留資格区分については、19頁「主な用語の定義」を参照。

2) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

(9) 新規学卒者の学歴別にみた賃金【新規項目】

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で大学院 255.6 千円、大学 226.0 千円、高専・短大 202.2 千円、専門学校 208.0 千円、高校 177.7 千円となっている（第9表）。

第9表 新規学卒者の性、学歴別賃金

令和2年
(単位：千円)

性	大学院	大学	高専・短大	専門学校	高校
男女計	255.6	226.0	202.2	208.0	177.7
男	254.1	227.2	211.6	203.0	179.5
女	260.1	224.6	199.0	211.5	174.6

注：令和元年まで公表していた「初任給額」と令和2年での「新規学卒者の賃金」については、どちらも新規学卒者に関する調査事項であるが、それぞれ、調査方法及び定義が以下のとおり異なっている。

(ア) 調査方法

○令和元年までの「初任給額」：事業所票の調査項目「初任給額」及び「採用人員」により調査

○令和2年からの「新規学卒者の賃金」：労働者に係る事項の調査項目「新規学卒者への該当性」により調査

(イ) 定義

○令和元年までの「初任給額」：所定内給与額より通勤手当を除いたもので、調査年の初任給額として確定したもの

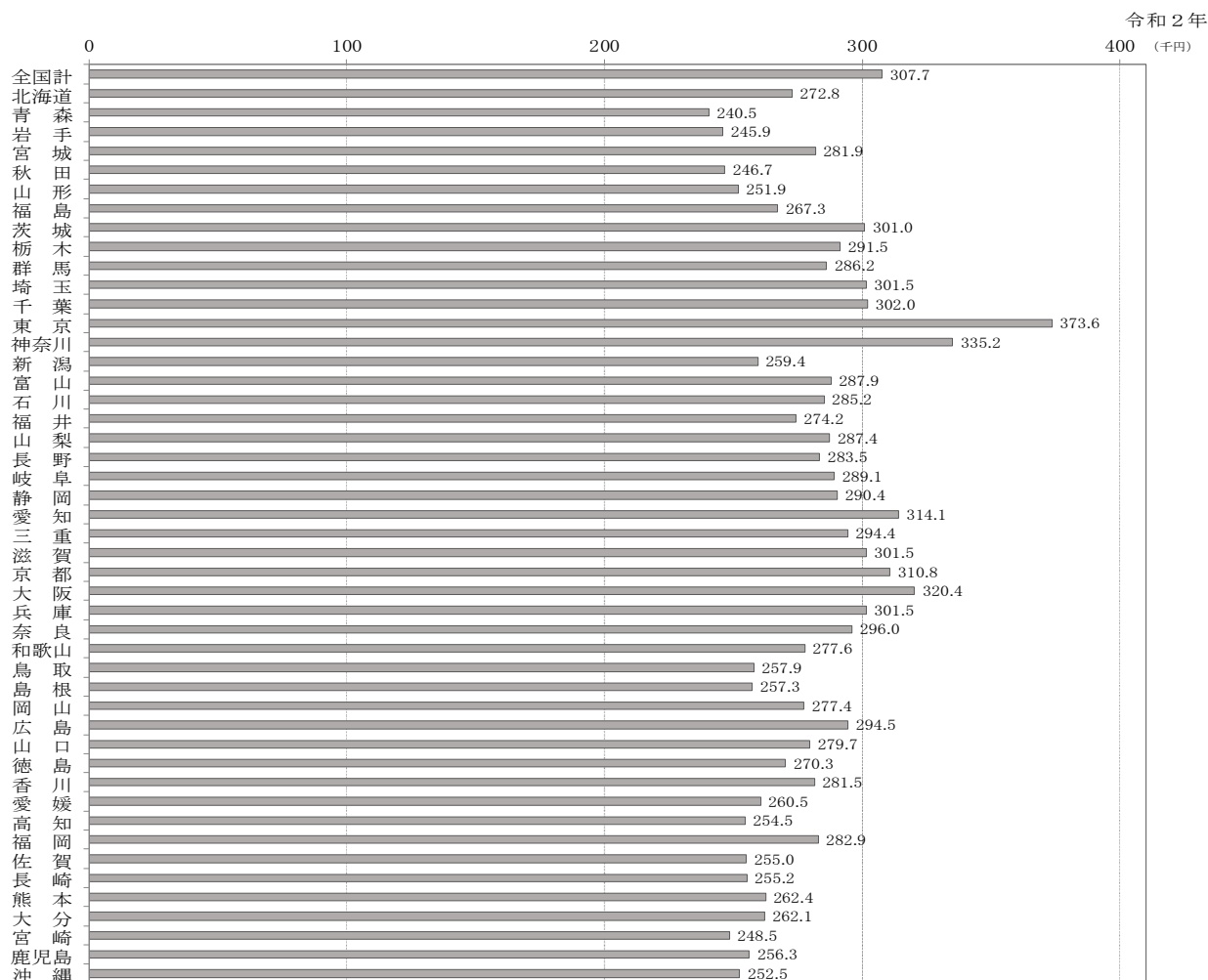
○令和2年からの「新規学卒者の賃金」：新規学卒者の所定内給与額(通勤手当を含む)

新規学卒者の賃金については、21頁「利用上の注意」を参照。

(10) 都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（307.7 千円）よりも賃金が高かったのは5都府県（東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）となっており、最も高かったのは、東京都（373.6 千円）となっている（第7図）。

第7図 都道府県別賃金（男女計）



2 短時間労働者の賃金

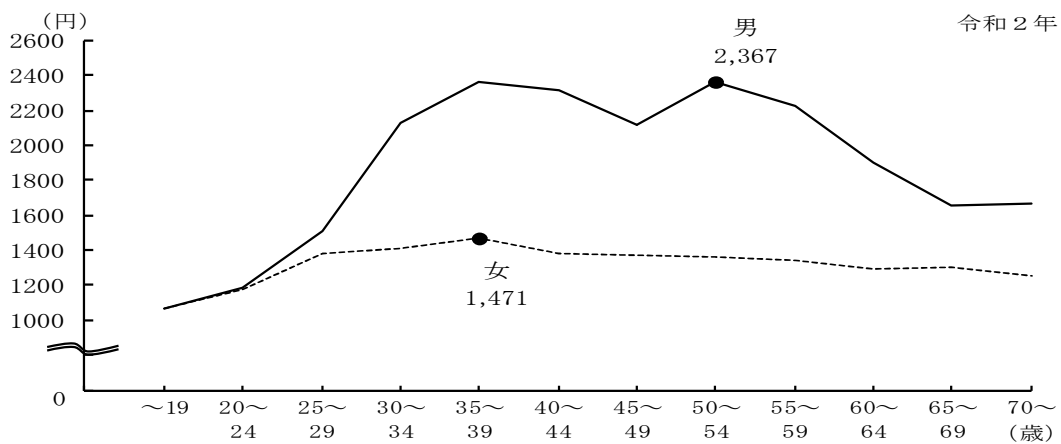
令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。（詳細は、22頁「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。）

(1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計1,412円、男性1,658円、女性1,321円となっている。

男女別に1時間当たり賃金を年齢階級別にみると、最も1時間当たり賃金が高い年齢階級は、男性では50～54歳で2,367円、女性では、35～39歳で1,471円となっている。（第8図、第10表）

第8図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金¹⁾



注： 1) 令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。（詳細は、22頁「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。）

第10表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金¹⁾及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計	1,412	8.3	119.4	1,658	2.9	139.3	1,321	11.6	112.3
～19歳	1,066	6.9	90.1	1,063	5.9	89.3	1,068	7.7	90.8
20～24	1,183	9.1	100.0	1,190	8.3	100.0	1,176	9.9	100.0
25～29	1,428	14.0	120.7	1,507	12.0	126.6	1,386	16.1	117.9
30～34	1,584	4.4	133.9	2,126	-4.9	178.7	1,410	9.8	119.9
35～39	1,624	8.8	137.3	2,364	-0.4	198.7	1,471	13.1	125.1
40～44	1,501	8.1	126.9	2,310	5.4	194.1	1,379	9.2	117.3
45～49	1,466	9.4	123.9	2,117	-9.1	177.9	1,373	14.3	116.8
50～54	1,486	5.8	125.6	2,367	-11.7	198.9	1,357	12.6	115.4
55～59	1,471	6.5	124.3	2,229	-11.8	187.3	1,338	12.4	113.8
60～64	1,436	3.7	121.4	1,900	-3.8	159.7	1,295	8.5	110.1
65～69	1,434	9.0	121.2	1,654	5.7	139.0	1,299	13.2	110.5
70～	1,431	9.7	121.0	1,669	12.4	140.3	1,250	8.3	106.3
年齢(歳)	45.9			43.7			46.8		
勤続年数(年)	6.0			5.2			6.3		
実労働日数(日)	14.7			13.6			15.1		
1日当たり所定内 実労働時間数(時間)	5.2			5.2			5.2		

注： 1) 令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。（詳細は、22頁「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。）
2) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男性では、大企業1,464円、中企業2,052円、小企業1,579円、女性では、大企業1,288円、中企業1,392円、小企業1,306円となっている(第11表)。

第11表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金¹⁾及び企業規模間賃金格差

令和2年

企業規模	男			女		
	1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	企業規模間 賃金格差 (大企業= 100)	1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	企業規模間 賃金格差 (大企業= 100)
大企業	1,464	4.1	100.0	1,288	10.4	100.0
中企業	2,052	2.2	140.2	1,392	11.8	108.1
小企業	1,579	3.1	107.9	1,306	13.3	101.4

注： 1) 令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。(詳細は、22頁「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。)

2) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

(3) 主な産業別にみた賃金

主な産業別に1時間当たり賃金をみると、男性では、「医療、福祉」(3,807円)が、女性では「医療、福祉」(1,555円)が最も高くなっている。(第12表)

第12表 短時間労働者の主な産業、性別1時間当たり賃金¹⁾及び産業間賃金格差

令和2年

性、主な産業		1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	産業間 賃金格差 (産業計=100)
男	産業計 ²⁾	1,658	2.9	100.0
	卸売業、小売業	1,160	6.9	70.0
	宿泊業、飲食サービス業	1,177	11.0	71.0
	教育、学習支援業	3,088	-3.8	186.2
	医療、福祉	3,807	-11.3	229.6
	サービス業(他に分類されないもの)	1,339	11.8	80.8
女	産業計 ²⁾	1,321	11.6	100.0
	製造業	1,204	17.9	91.1
	卸売業、小売業	1,156	11.2	87.5
	宿泊業、飲食サービス業	1,242	20.8	94.0
	医療、福祉	1,555	4.3	117.7
	サービス業(他に分類されないもの)	1,232	11.6	93.3

注： 1) 令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。(詳細は、22頁「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。)

2) 産業計には、上掲のほか、男女とも「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス事業」を含み、更に、男性では「製造業」、女性では「教育、学習支援業」を含む。

3) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

統計表

付表1 一般労働者の性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移（昭和51年～）

年 ¹⁾²⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男=100)	対前年差 (ポイント)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)		
昭和 51 (1976) 年	131.8	...	151.5	...	89.1	...	58.8	...
52 (1977)	144.5	9.6	166.0	9.6	97.9	9.9	59.0	0.2
53 (1978)	153.9	6.5	176.7	6.4	104.2	6.4	59.0	0.0
54 (1979)	162.4	5.5	186.3	5.4	109.9	5.5	59.0	0.0
55 (1980)	173.1	6.6	198.6	6.6	116.9	6.4	58.9	-0.1
56 (1981)	184.1	6.4	211.4	6.4	124.6	6.6	58.9	0.0
57 (1982)	193.3	5.0	222.0	5.0	130.1	4.4	58.6	-0.3
58 (1983)	199.4	3.2	229.3	3.3	134.7	3.5	58.7	0.1
59 (1984)	206.5	3.6	237.5	3.6	139.2	3.3	58.6	-0.1
60 (1985)	213.8	3.5	244.6	3.0	145.8	4.7	59.6	1.0
61 (1986)	220.6	3.2	252.4	3.2	150.7	3.4	59.7	0.1
62 (1987)	226.2	2.5	257.7	2.1	155.9	3.5	60.5	0.8
63 (1988)	231.9	2.5	264.4	2.6	160.0	2.6	60.5	0.0
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.2	-0.3
2 (1990)	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2	60.2	0.0
3 (1991)	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4	60.7	0.5
4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ³⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0

注： 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51年以降行っている。
 2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 3) 令和2年より推計方法を変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。
 ※令和元(2019)年は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表2 一般労働者の性、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移

年 ¹⁾²⁾	男女計			男			女		
	正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外	
	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 =100】
平成 17 (2005) 年	318.5	191.4	60.1	348.1	221.3	63.6	239.2	168.4	70.4
18 (2006)	318.8	191.0	59.9	348.5	222.8	63.9	240.3	165.4	68.8
19 (2007)	318.2	192.9	60.6	347.5	224.3	64.5	243.3	168.8	69.4
20 (2008)	316.5	194.8	61.5	345.3	224.0	64.9	243.9	170.5	69.9
21 (2009)	310.4	194.6	62.7	337.4	222.0	65.8	244.8	172.1	70.3
22 (2010)	311.5	198.1	63.6	338.5	228.8	67.6	244.0	170.9	70.0
23 (2011)	312.8	195.9	62.6	339.6	222.2	65.4	248.8	172.2	69.2
24 (2012)	317.0	196.4	62.0	343.8	218.4	63.5	252.2	174.8	69.3
25 (2013)	314.7	195.3	62.1	340.4	216.9	63.7	251.8	173.9	69.1
26 (2014)	317.7	200.3	63.0	343.2	222.2	64.7	256.6	179.2	69.8
27 (2015)	321.1	205.1	63.9	348.3	229.1	65.8	259.3	181.0	69.8
28 (2016)	321.7	211.8	65.8	349.0	235.4	67.4	262.0	188.6	72.0
29 (2017)	321.6	210.8	65.5	348.4	234.5	67.3	263.6	189.7	72.0
30 (2018)	323.9	209.4	64.6	351.1	232.5	66.2	265.3	187.9	70.8
令和 元 (2019) 年	325.4	211.2	64.9	351.5	234.8	66.8	269.4	189.1	70.2
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	324.1	209.6	64.7	349.6	232.4	66.5	268.7	188.7	70.2
2 ³⁾ (2020)	324.2	214.8	66.3	350.7	240.2	68.5	269.2	193.3	71.8

注： 1) 雇用形態別に関する集計は平成17年以降行っている。
 2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 3) 令和元年以前と令和2年は推計方法が異なる。詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。
 ※令和元(2019)年は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表3 一般労働者の賃金階級、性、企業規模別労働者割合

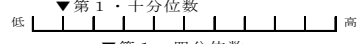
賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計				企業規模計				企業規模計			
	大企業	中企業	小企業	計	大企業	中企業	小企業	計	大企業	中企業	小企業	計
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 99.9 (千円)	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4
100.0 ～ 119.9	0.4	0.3	0.3	0.6	0.2	0.1	0.2	0.3	0.7	0.6	0.6	1.1
120.0 ～ 139.9	1.1	0.9	1.0	1.4	0.6	0.3	0.6	0.7	2.0	1.9	1.7	2.5
140.0 ～ 159.9	3.6	2.6	3.6	4.7	2.0	1.1	2.3	2.7	6.3	5.3	5.9	8.2
160.0 ～ 179.9	6.2	5.0	6.5	7.3	3.9	2.8	4.5	4.7	10.3	9.0	9.8	12.3
180.0 ～ 199.9	7.8	6.4	8.0	9.3	5.6	4.3	5.9	6.7	11.9	10.4	11.5	14.1
200.0 ～ 219.9	9.5	8.6	9.8	10.1	7.6	6.3	8.1	8.4	12.8	12.7	12.6	13.3
220.0 ～ 239.9	9.5	8.6	9.9	10.0	8.3	7.3	8.7	9.0	11.5	10.9	11.9	11.8
240.0 ～ 259.9	8.9	8.0	9.3	9.6	8.4	7.2	8.6	9.6	9.8	9.5	10.3	9.5
260.0 ～ 279.9	7.8	7.4	8.1	7.8	7.8	7.0	8.0	8.3	7.8	8.1	8.3	6.9
280.0 ～ 299.9	6.5	6.0	6.6	6.9	6.8	6.0	6.7	7.8	5.9	6.1	6.3	5.2
300.0 ～ 319.9	5.7	5.2	5.7	6.2	6.4	5.5	6.3	7.5	4.5	4.7	4.8	3.8
320.0 ～ 339.9	4.7	4.7	4.7	4.5	5.4	5.3	5.3	5.6	3.3	3.7	3.7	2.5
340.0 ～ 359.9	4.0	4.0	3.9	4.1	4.8	4.6	4.6	5.2	2.5	3.0	2.7	1.9
360.0 ～ 399.9	6.2	6.9	5.8	5.9	7.7	8.2	7.2	7.7	3.4	4.4	3.3	2.5
400.0 ～ 449.9	5.6	6.8	5.1	4.8	7.3	8.5	6.7	6.5	2.6	3.5	2.5	1.8
450.0 ～ 499.9	3.7	4.7	3.5	2.7	4.9	6.2	4.8	3.7	1.4	2.0	1.3	0.9
500.0 ～ 599.9	4.3	6.0	4.2	2.4	6.0	8.2	5.9	3.3	1.3	1.8	1.3	0.8
600.0 ～ 699.9	2.2	3.8	1.8	0.8	3.0	5.3	2.5	1.0	0.6	1.0	0.5	0.2
700.0 ～ 799.9	1.1	2.0	0.8	0.3	1.5	2.8	1.1	0.4	0.3	0.5	0.3	0.1
800.0 ～ 899.9	0.5	0.9	0.4	0.2	0.7	1.3	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
900.0 ～ 999.9	0.3	0.5	0.2	0.1	0.4	0.7	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0
1000.0 ～ 1199.9	0.3	0.4	0.3	0.1	0.4	0.5	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
1200.0 ～	0.3	0.4	0.4	0.2	0.5	0.5	0.6	0.3	0.1	0.2	0.1	0.1
平均値 (千円)	307.7	338.4	302.6	278.0	338.8	377.1	331.7	302.4	251.8	266.4	253.1	232.9
第1・十分位数 (千円)	175.9	184.0	175.4	169.2	191.7	204.8	188.1	184.1	161.4	164.9	163.4	155.6
第1・四分位数 (千円)	212.2	222.8	211.1	202.9	232.0	247.8	227.5	222.8	189.2	195.5	191.9	180.7
中位数 (千円)	267.2	287.1	263.4	253.5	296.2	328.2	288.3	278.6	229.5	238.1	232.6	217.0
第3・四分位数 (千円)	356.6	402.9	346.8	323.9	397.4	453.8	386.5	353.1	284.5	300.7	285.9	264.8
第9・十分位数 (千円)	482.7	559.6	470.3	410.5	530.5	617.4	515.8	440.7	360.9	393.9	356.6	326.6
十分位分散係数	0.57	0.65	0.56	0.48	0.57	0.63	0.57	0.46	0.43	0.48	0.42	0.39
四分位分散係数	0.27	0.31	0.26	0.24	0.28	0.31	0.28	0.23	0.21	0.22	0.20	0.19

注： 1) 百分数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。

図示すれば下図のとおりである。

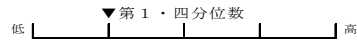
○ 第1・十分位数 ……

低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金



○ 第1・四分位数 ……

低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金



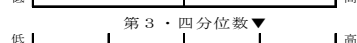
○ 中位数 ……

低い方（あるいは高い方）から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金



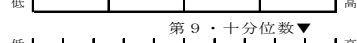
○ 第3・四分位数 ……

高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金



○ 第9・十分位数 ……

高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金



2) 分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 = $\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

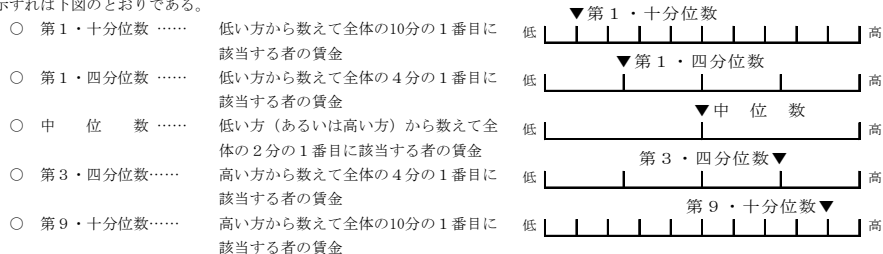
○ 四分位分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

付表4 短時間労働者の1時間あたり賃金階級、性、企業規模別労働者割合

令和2年

1時間あたり賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 599 (円)	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2
600～ 649	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
650～ 699	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
700～ 719	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
720～ 739	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1
740～ 759	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
760～ 779	0.2	0.1	0.2	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3
780～ 799	0.8	0.4	0.7	1.5	0.6	0.3	0.6	1.1	0.9	0.4	0.7	1.6
800～ 819	1.1	0.7	1.0	1.9	0.9	0.6	0.7	1.5	1.2	0.7	1.2	2.0
820～ 839	1.5	0.9	1.6	2.3	1.3	0.8	1.4	2.1	1.5	0.9	1.6	2.4
840～ 859	2.4	1.5	2.4	3.7	2.1	1.5	2.2	3.2	2.5	1.6	2.5	3.9
860～ 879	2.8	2.1	2.9	3.6	2.4	1.9	2.3	3.1	2.9	2.1	3.1	3.8
880～ 899	2.8	2.1	3.0	3.7	2.3	2.0	2.4	2.8	3.0	2.2	3.2	4.0
900～ 949	10.3	8.6	11.2	11.9	9.2	7.9	10.9	9.5	10.7	8.9	11.3	12.7
950～ 999	10.9	11.4	10.1	10.8	9.6	10.4	8.5	9.4	11.4	11.7	10.8	11.3
1,000～ 1,049	12.9	13.3	11.4	13.7	12.5	13.1	10.5	13.4	13.1	13.4	11.8	13.8
1,050～ 1,099	9.1	11.1	8.2	7.1	9.2	11.3	7.6	7.5	9.1	11.1	8.4	6.9
1,100～ 1,149	7.3	8.8	6.4	6.1	7.5	8.8	6.5	6.6	7.3	8.7	6.4	5.9
1,150～ 1,199	5.3	6.6	5.0	3.8	5.2	6.5	4.6	3.9	5.4	6.6	5.2	3.8
1,200～ 1,299	7.9	9.5	7.4	6.0	8.2	9.5	7.6	6.9	7.7	9.5	7.3	5.6
1,300～ 1,399	4.8	5.3	4.8	4.0	4.8	5.5	4.6	4.1	4.7	5.2	4.9	3.9
1,400～ 1,499	3.2	3.4	3.4	2.9	3.2	3.2	3.3	3.0	3.3	3.4	3.5	2.8
1,500～ 1,599	2.8	2.8	3.0	2.6	2.6	2.3	2.7	3.0	2.8	2.9	3.1	2.4
1,600～ 1,799	3.4	2.9	4.1	3.4	3.5	3.3	3.4	3.8	3.4	2.8	4.3	3.3
1,800～ 1,999	2.1	1.8	2.5	2.1	2.1	1.7	2.4	2.5	2.1	1.9	2.6	2.0
2,000～ 2,199	1.4	1.1	1.7	1.7	1.6	1.1	2.1	2.0	1.4	1.1	1.6	1.6
2,200～ 2,399	0.9	0.7	1.0	1.0	1.0	0.8	1.2	1.1	0.9	0.7	1.0	1.0
2,400～	5.5	4.6	7.3	5.2	9.2	6.9	13.5	8.5	4.1	3.7	5.0	4.0
平均値 (円)	1,412	1,336	1,571	1,378	1,658	1,464	2,052	1,579	1,321	1,288	1,392	1,306
第1・十分位数 (円)	885	911	884	858	895	915	895	866	882	909	881	855
第1・四分位数 (円)	962	986	957	931	977	996	970	953	957	983	953	925
中位数 (円)	1,071	1,088	1,080	1,035	1,094	1,099	1,114	1,068	1,062	1,084	1,069	1,026
第3・四分位数 (円)	1,288	1,274	1,359	1,264	1,362	1,299	1,510	1,369	1,270	1,265	1,318	1,231
第9・十分位数 (円)	1,797	1,679	2,005	1,806	2,233	1,861	3,358	2,151	1,710	1,613	1,807	1,718
十分位分散係数	0.43	0.35	0.52	0.46	0.61	0.43	1.11	0.60	0.39	0.32	0.43	0.42
四分位分散係数	0.15	0.13	0.19	0.16	0.18	0.14	0.24	0.20	0.15	0.13	0.17	0.15

注：1) 分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。図示すれば下図のとおりである。



2) 分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 = $\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$ ○ 四分位分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した78,181事業所を客体とした。

3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、平成31年1月から令和元年12月までの1年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和2年6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については平成31年1月から令和元年12月までの1年間）について、令和2年7月に調査を行った。

5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、また一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

- (1) 一括調査企業
 - (ア) 及び(ウ)については民間事業者が、(イ)については厚生労働省が回収した。
- (2) 一括調査企業以外の事業所
 - (ア) 及び(ウ)については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。
 - ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。(イ)については厚生労働省が回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。(22頁 利用上の注意「5(3)集計・推計方法の変更」参照。)

7 調査系統

- (1) 一括調査企業
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
 - (オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者
- (2) 一括調査企業以外の事業所
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者
 - (オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数:78,181事業所 有効回答数:54,874事業所 有効回答率:70.2%(前年68.6%)

※ 調査票の回収に当たっては、令和2年よりインターネットを利用したオンラインによる報告方式を導入した。令和2年の有効回答数のうちオンラインにより調査票を回収した件数は、18,049事業所(調査対象数の23.1%、有効回答数の32.9%)であった。

なお、本概況では、有効回答を得た54,874事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(48,007事業所)について集計した。

主な用語の定義

「常用労働者」

次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。なお、本概況の数値はすべて常用労働者について集計したものである。

- 1 期間を定めずに雇われている労働者
- 2 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、6月分の所定内給与額をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「1時間当たり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

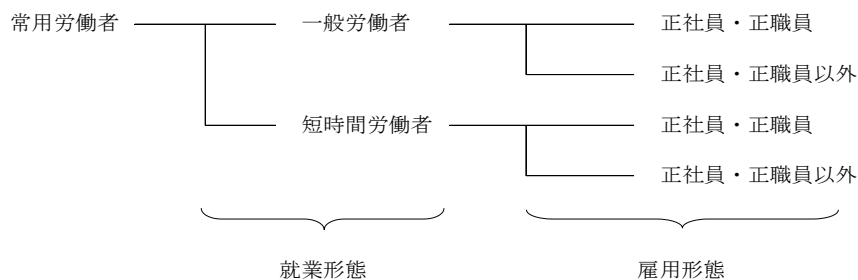
「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。



「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。

「役職」

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能
特定技能	特定技能1号、特定技能2号
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

利用上の注意

- 1 賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。
- 2 年齢階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 3 統計表に用いている符号等
「*」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示す。
「…」は、計数不明又は計数を表章することが不適当な場合を示す。
「ー」は、該当する数値がない場合を示す。
- 4 この調査は、いずれも次の要件を満たす労働者について集計している。
 - (1) 令和2年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。
 - (2) 令和2年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、短時間労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。）。
 - (3) 令和2年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの（ただし、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額が400円以上のもの。）。
- 5 令和2年調査の主な変更点は以下のとおり。
 - (1) 令和2年調査より一部の調査事項や推計方法などを変更したことから、対前年増減率については、令和2年調査と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
 - (2) 変更事項一覧表
(ア) 調査票様式

変更事項	変更前（令和元年調査）	変更後（令和2年調査）
調査票様式	事業所票及び個人票の2種類	事業所票と個人票を、調査票1種類に統合

(イ)調査事項

変更事項	変更前（令和元年調査）	変更後（令和2年調査）
新規学卒者の初任給額	事業所票により、新規学卒者の「初任給額」及び「採用人員数」を調査 「所定内給与額より通勤手当を除いたもので、調査年の初任給額として確定したものを」を初任給額として集計	調査票様式の統合に伴い廃止 労働者に係る事項に「新規学卒者への該当性」を追加 抽出された一般労働者のうち、新規学卒者に該当する者の所定内給与額（通勤手当を含む）を集計
最終学歴	中学卒、高校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の4区分 調査対象は、常用労働者のうち一般労働者	「高専・短大卒」「大学・大学院卒」をそれぞれ、「専門学校」と「高専・短大」、「大学」と「大学院」に細分化し、最終学歴を把握していない又は回答がないものとして「不明」を選択肢に追加（調査事項は、中学、高校、専門学校、高専・短大、大学、大学院、不明の7区分） 調査対象は、常用労働者（短時間労働者を調査対象に追加）
労働者の種類	「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」の2区分 調査対象は、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業の事業所のうち事業所規模10人以上事業所に雇用される常用労働者	廃止
役職	調査対象は、企業規模100人以上の事業所に雇用される常用労働者 集計する企業規模区分は、企業規模計（100人以上）、1,000人以上、500～999人、100～499人の4区分	調査対象は、事業所規模10人以上の事業所に雇用される常用労働者 集計する企業規模区分は、企業規模計（10人以上）、1,000人以上、100～999人、10～99人の4区分
職種	賃金構造基本統計調査独自の職種129区分に該当する一部労働者（役職者を除く）を調査（事務系職種など、一部職種区分がない）	日本標準職業分類と整合的な職種144区分についてすべての労働者（役職者を含む）を調査 職種の回答がない者は「不詳」として集計
経験年数	調査対象は、職種129区分に該当する一部労働者（役職者を除く）	調査対象は、事業所規模10人以上の事業所に雇用される常用労働者
きまって支給する現金給与額	100円単位で調査	円単位で調査
超過労働給与額	100円単位で調査	円単位で調査
通勤手当、精皆勤手当、家族手当	100円単位で調査 調査対象は、製造業の事業所のうち事業所規模99人以下の事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）の事業所のうち事業所規模29人以下の事業所に雇用される常用労働者	廃止（きまって支給する現金給与額の調査事項に当該手当を含めて把握）
昨年1年間の賞与、期末手当等年間賞与等特別給与額	100円単位で調査	円単位で調査

(3) 集計・推計方法の変更

変更事項	変更前（令和元年調査）	変更後（令和2年調査）
復元倍率	<p>事業所復元倍率…各抽出層における標本事業所抽出率の逆数 労働者復元倍率…各事業所の標本労働者抽出時における規定の労働者抽出率の逆数（常用労働者・臨時労働者別）（※） 各労働者の復元倍率…事業所復元倍率と労働者復元倍率の積 （※ただし、常用労働者・臨時労働者別に、規定の抽出率から算出される抽出すべき労働者数と有効回答労働者数に一定以上の乖離がある場合、当該事業所の労働者数に対する有効回答労働者数の割合の逆数を用いる。）</p>	<p>事業所復元倍率…各抽出層における母集団の事業所数に対する有効回答事業所数の割合の逆数 労働者復元倍率…各事業所の労働者数に対する有効回答労働者数の割合の逆数（雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外、臨時労働者）別） 各労働者の復元倍率…事業所復元倍率と労働者復元倍率の積</p>
短時間労働者の集計方法	<p>短時間労働者の中には、特定の職種を中心に、1時間当たりの所定内給与額が著しく高い者が少数であるが存在する。これらの労働者を集計に含めると平均値が大きく上昇するので、これを避けるため、短時間労働者の統計表では次の要件を満たす労働者について集計から除いている。</p> <p>1時間当たり所定内給与額が3000円を超えて以下のいずれかを満たすもの。</p> <p>ア 産業大分類が「教育、学習支援業」以外であって、職種が次のいずれかに該当するもの。 (ア) 医師 (イ) 歯科医師 (ウ) 高等学校教員 (エ) 大学教授 (オ) 大学准教授 (カ) 大学講師 (キ) 各種学校・専修学校教員 (ク) 個人教師、塾・予備校講師</p> <p>イ 産業大分類が「教育、学習支援業」であって、職種がア(ア)～(ク)のいずれかに該当するもの又は調査対象の役職・職種のいずれにも該当しないもの。</p> <p>ただし、短時間労働者の職種別統計表では、これらの労働者が集中している職種で集計から除くと、その職種の賃金が実態と乖離するため、集計に含めている。</p>	短時間労働者全体を集計

6 5の変更を踏まえ、集計値をみる際に特に注意を要する点は以下のとおり。

(1) 新規学卒者の賃金については、上記のとおり令和元年までと異なる方法により把握しているところであるが、その数値には以下のような違いがある。

○令和元年までの「初任給額」：所定内給与額より通勤手当を除いたもの

○令和2年からの「新規学卒者の賃金」：新規学卒者に該当する者の所定内給与額（通勤手当を含む）

(2) 短時間労働者の賃金額について、令和元年までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者（医師・大学教授等）について集計対象から除いていたが、令和2年より短時間労働者全体を集計対象としている。

7 令和元年調査以前について、令和2年調査と同じ推計方法で特別集計を行った結果は以下のとおり。

なお、この特別集計の結果をもって過去の公表値を訂正するものではない。

(1) 一般労働者の賃金の推移

(単位：千円)

区分	性	平成27 (2015)年	28(2016)年	29(2017)年	30(2018)年	令和元 (2019)年
特別集計 (A)	男女計	303.5	303.6	303.8	305.3	306.0
	男	334.0	334.6	334.4	336.1	336.1
	女	241.7	243.9	246.3	246.9	249.8
公表値 (B)	男女計	304.0	304.0	304.3	306.2	307.7
	男	335.1	335.2	335.5	337.6	338.0
	女	242.0	244.6	246.1	247.5	251.0
差 (A)-(B)	男女計	-0.5	-0.4	-0.5	-0.9	-1.7
	男	-1.1	-0.6	-1.1	-1.5	-1.9
	女	-0.3	-0.7	0.2	-0.6	-1.2

(2) 短時間労働者の1時間当たり賃金の推移

(単位：円)

区分	性	平成27 (2015)年	28(2016)年	29(2017)年	30(2018)年	令和元 (2019)年
特別集計 (A)	男女計	1,200	1,238	1,235	1,280	1,304
	男	1,490	1,554	1,502	1,555	1,612
	女	1,089	1,116	1,130	1,171	1,184
公表値 (B)	男女計	1,059	1,075	1,096	1,128	1,148
	男	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207
	女	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127
差 (A)-(B)	男女計	141	163	139	152	156
	男	357	420	348	366	405
	女	57	62	56	66	57

注：特別集計では、1時間当たりの賃金が著しく高い者を除かず、短時間労働者全体を集計対象としている。

(3) 新規学卒者の賃金の推移

(単位：千円)

区分	性	平成27 (2015)年	28(2016)年	29(2017)年	30(2018)年	令和元 (2019)年
特別集計 (A)	大学卒	211.3	214.7	215.9	219.8	219.9
	高校卒	169.3	171.9	171.8	173.9	176.4
公表値 「初任給額」 (B)	大学院修士 課程修了	228.5	231.4	233.4	238.7	238.9
	大学卒	202.0	203.4	206.1	206.7	210.2
	高専・短大卒	175.6	176.9	179.2	181.4	183.9
	高校卒	160.9	161.3	162.1	165.1	167.4
差 (A)-(B)	大学卒	9.3	11.3	9.8	13.1	9.7
	高校卒	8.4	10.6	9.7	8.8	9.0

注：1) 特別集計(A)は、個人票より集計した所定内給与額である。
 2) 公表値「初任給額」(B)は、事業所票より集計した「所定内給与額より通勤手当を除いたもので、調査年の初任給額として確定したもの」である。
 3) 令和元年調査以前の個人票には、令和2年調査における調査項目「新規学卒者への該当性」に当たる調査項目がない。
 このため、特別集計(A)は、一般労働者のうち以下の条件に該当するものを新規学卒者とみなして集計している。
 大学 学歴：大学・大学院卒 勤続年数：0年 年齢：22歳 又は 23歳
 高校 学歴：高校卒 勤続年数：0年 年齢：18歳 又は 19歳

8 令和元年調査及び令和2年調査について、集計要件を満たさない労働者を含めた一般労働者の特別集計を行った結果は以下のとおり。

産業	令和2年			令和元年 ¹⁾		
	賃金 ²⁾ (千円)	労働者数 ²⁾ (十人)	集計要件を 満たさない 労働者割合 ³⁾ (%)	賃金 ²⁾ (千円)	労働者数 ²⁾ (十人)	集計要件を 満たさない 労働者割合 ³⁾ (%)
産業計	299.7	3,209,616	13.9	304.3	3,004,137	1.4
鉱業、採石業、砂利採取業	336.2	1,257	4.8	322.6	1,242	1.1
建設業	329.7	198,303	7.0	333.6	204,788	1.0
製造業	293.9	700,512	18.6	292.5	678,044	1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	400.1	16,249	10.8	415.4	18,246	0.8
情報通信業	380.7	146,072	13.4	378.4	134,016	1.3
運輸業、郵便業	270.0	251,007	14.9	277.5	236,781	1.7
卸売業、小売業	298.1	518,277	12.3	311.6	473,599	1.2
金融業、保険業	365.4	118,926	9.2	361.4	115,184	2.2
不動産業、物品賃貸業	329.1	54,235	12.6	320.4	47,427	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	384.3	114,589	10.0	382.9	108,456	1.2
宿泊業、飲食サービス業	231.6	97,746	30.6	246.9	91,656	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	250.4	83,572	26.8	261.8	66,113	1.4
教育、学習支援業	361.3	87,294	8.8	377.0	82,259	2.0
医療、福祉	286.2	481,256	6.6	282.5	444,665	1.7
複合サービス事業	289.5	35,161	7.8	297.6	37,711	1.3
サービス業（他に分類されないもの）	254.4	305,163	17.7	262.6	263,951	2.2

注： 1) 令和元年は、令和2年と同じ推計方法で集計した数値である。

2) 賃金及び労働者数は、集計要件（①～③）を満たさない労働者を含むすべての一般労働者について集計したものである。
詳細は、20頁「利用上の注意」を参照。

①実労働日数が18日以上 ②1日当たり所定内実労働時間数が5時間以上 ③5万円以上の賃金

3) 集計要件を満たさない労働者割合とは、2)の労働者数のうち上記①～③のいずれかを満たさない者の割合をいう。